

レミケード点滴静注用 100 に係る  
医薬品リスク管理計画書

田辺ファーマ株式会社

レミケード点滴静注用 100 に係る  
医薬品リスク管理計画書 (RMP) の概要

販売名	レミケード®点滴静注用100	有効成分	インフリキシマブ (遺伝子組換え)
製造販売業者	田辺ファーマ株式会社	薬効分類	87239
提出年月日		令和8年3月10日	

1.1. 安全性検討事項		
【重要な特定されたリスク】	【重要な潜在的リスク】	【重要な不足情報】
<a href="#">重篤な感染症 (肺炎, ニューモシステイシス肺炎, 敗血症, 日和見感染症を含む)</a>	<a href="#">悪性腫瘍</a>	<a href="#">該当なし</a>
<a href="#">結核</a>	<a href="#">腸狭窄症, 腸閉塞 (クローン病, 腸管型ベーチェット病)</a>	
<a href="#">遅発性過敏症</a>	<a href="#">小児における生ワクチン接種に起因する感染症発現</a>	
<a href="#">重篤な血液障害</a>		
<a href="#">抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群</a>		
<a href="#">脱髄疾患</a>		
<a href="#">肝機能障害</a>		
<a href="#">重篤な infusion reaction</a>		
<a href="#">間質性肺炎</a>		
<a href="#">横紋筋融解症</a>		
<a href="#">B 型肝炎の再活性化</a>		
<a href="#">抗体産生</a>		
1.2. 有効性に関する検討事項		
<a href="#">長期使用時の有効性 (腸管型, 神経型, 血管型ベーチェット病)</a>		

↓上記に基づく安全性監視のための活動

2. 医薬品安全性監視計画の概要
<a href="#">通常の医薬品安全性監視活動</a>
<a href="#">追加の医薬品安全性監視活動</a>
<a href="#">なし</a>
3. 有効性に関する調査・試験の計画の概要
<a href="#">なし</a>

↓上記に基づくリスク最小化のための活動

4. リスク最小化計画の概要
<a href="#">通常のリスク最小化活動</a>
<a href="#">追加のリスク最小化活動</a>
<a href="#">医療従事者向け資材の作成と提供</a>
<a href="#">患者向け資材の作成と提供</a>
<a href="#">適正使用に関する納入前の確実な情報提供</a>

各項目の内容はRMPの本文でご確認下さい。

(別紙様式 1)

医薬品リスク管理計画書

会社名：田辺ファーマ株式会社

品目の概要			
承認年月日	2002年1月17日	薬効分類	87239
再審査期間	備考参照	承認番号	21400AMY00013000
国際誕生日	1998年8月24日		
販売名	レミケード®点滴静注用 100		
有効成分	インフリキシマブ（遺伝子組換え）		
含量及び剤形	・1バイアル中インフリキシマブ（遺伝子組換え）100mgを含有 ・凍結乾燥注射剤		
用法及び用量	<p>&lt;関節リウマチ&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり3mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。なお、6週の投与以後、効果不十分又は効果が減弱した場合には、投与量の増量や投与間隔の短縮が可能である。これらの投与量の増量や投与間隔の短縮は段階的に行う。1回の体重1kg当たりの投与量の上限は、8週間の間隔であれば10mg、投与間隔を短縮した場合であれば6mgとする。また、最短の投与間隔は4週間とする。本剤は、メトトレキサート製剤による治療に併用して用いること。</p> <p>&lt;ベーチェット病による難治性網膜ぶどう膜炎&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。</p> <p>&lt;乾癬&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。なお、6週の投与以後、効果不十分又は効果が減弱した場合には、投与量の増量や投与間隔の短縮が可能である。これらの投与量の増量や投与間隔の短縮は患者の状態に応じて段階的に行う。1回の体重1kg当たりの投与量の上限は、8週間の間隔であれば10mg、投与間隔を短</p>		

	<p>縮した場合であれば6mgとする。また、最短の投与間隔は4週間とする。</p> <p>&lt;強直性脊椎炎&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後6～8週間の間隔で投与を行うこと。</p> <p>&lt;腸管型ベーチェット病、神経型ベーチェット病、血管型ベーチェット病&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。なお、6週の投与以後、効果不十分又は効果が減弱した場合には、体重1kg当たり10mgを1回の投与量とすることができる。</p> <p>&lt;川崎病の急性期&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを単回点滴静注する。</p> <p>&lt;クローン病&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。なお、6週の投与以後、効果が減弱した場合には、投与量の増量又は投与間隔の短縮が可能である。投与量を増量する場合は、体重1kg当たり10mgを1回の投与量とすることができる。投与間隔を短縮する場合は、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし、最短4週間の間隔で投与することができる。</p> <p>&lt;潰瘍性大腸炎&gt; 通常、インフリキシマブ（遺伝子組換え）として、体重1kg当たり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。</p> <p>なお、本剤投与時には、1.2ミクロン以下のメンブランフィルターを用いたインラインフィルターを通して投与すること。</p>
<p>効能又は効果</p>	<p>既存治療で効果不十分な下記疾患 関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む） ベーチェット病による難治性網膜ぶどう膜炎 尋常性乾癬、乾癬性関節炎、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、強直性脊椎炎 腸管型ベーチェット病、神経型ベーチェット病、血管型ベーチェット病 川崎病の急性期 次のいずれかの状態を示すクローン病の治療及び維持療法（既存治療で効果不十分な場合に限る） 中等度から重度の活動期にある患者 外瘻を有する患者 中等症から重症の潰瘍性大腸炎の治療（既存治療で効果不十分な場合に限る）</p>

承認条件	医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
備考	<p>クローン病 承認年月日：2002年1月17日 2007年11月13日（「クローン病の維持療法」の効能・効果の追加に係る一部変更承認） 2011年8月17日（クローン病の用法・用量の変更に係る一部変更承認） 再審査期間：2002年1月17日～2012年1月16日 「クローン病の維持療法」の効能・効果の追加及び用法・用量の変更の再審査期間は残余期間が指定された。 承認年月日：2017年5月18日（クローン病の用法・用量の変更に係る一部変更承認）</p> <p>関節リウマチ 承認年月日：2003年7月17日 再審査期間：2003年7月17日～2009年5月16日 承認年月日：2009年7月7日（関節リウマチの用法・用量の変更に係る一部変更承認） 再審査期間：2009年7月7日～2013年7月6日</p> <p>ベーチェット病による難治性網膜ぶどう膜炎 承認年月日：2007年1月26日 再審査期間：2007年1月26日～2017年1月25日</p> <p>乾癬（尋常性乾癬，乾癬性関節炎，膿疱性乾癬，乾癬性紅皮症） 承認年月日：2010年1月20日 再審査期間：2010年1月20日～2014年1月19日 承認年月日：2016年5月13日（乾癬の用法・用量の変更に係る一部変更承認）</p> <p>強直性脊椎炎 承認年月日：2010年4月16日 再審査期間：2010年4月16日～2020年4月15日</p> <p>潰瘍性大腸炎 承認年月日：2010年6月18日 再審査期間：2010年6月18日～2012年1月16日 再審査期間はクローン病治療の残余期間が指定された。</p> <p>腸管型ベーチェット病，神経型ベーチェット病，血管型ベーチェット病 承認年月日：2015年8月24日 再審査期間：2015年8月24日～2025年8月23日</p> <p>川崎病の急性期 承認年月日：2015年12月21日 再審査期間：2015年12月21日～2025年12月20日</p>
変更の履歴	

前回提出日：令和7年12月1日

変更内容の概要

1. 特定使用成績調査（腸管型，神経型，血液型ベーチェット病の長期使用に関する調査）終了に伴い、「1. 医薬品リスク管理計画の概要」、「2. 医薬品安全性監視計画の概要」および「3. 有効性に関する調査・試験の計画の概要」から、本調査に関する記載を削除、「5.1 医薬品安全性監視計画の一覧」、「5.2 有効性に関する調査・試験の計画の一覧」の本調査の実施状況を変更
2. 電子化された添付文書の記載要領に基づく変更（「添付文書」→「電子添文」、「慎重投与」→「特定の背景を有する患者に関する注意」等）
3. 医療従事者向け資材の改訂

変更理由：

1. 特定使用成績調査（腸管型，神経型，血液型ベーチェット病の長期使用に関する調査）が終了したため
2. 電子添文の記載要領に基づく変更を行うため（軽微な変更）
3. 医療従事者向け資材の改訂を行うため

# 1. 医薬品リスク管理計画の概要

## 1.1 安全性検討事項

重要な特定されたリスク	
重篤な感染症（肺炎，ニューモシスティス肺炎，敗血症，日和見感染症を含む）	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内臨床試験*では，因果関係が否定できない重篤な感染症が 3.6%（40/1096 例）に認められた。</li> <li>・ 国内市販後において，因果関係が否定できない重篤な感染症が報告されており，転帰が死亡に至った症例が認められた。</li> </ul> <p>*：関節リウマチ，クローン病，ベーチェット病による難治性網膜ぶどう膜炎，乾癬，強直性脊椎炎，潰瘍性大腸炎，腸管型ベーチェット病，神経型ベーチェット病及び血管型ベーチェット病，川崎病を対象とした国内臨床試験1096例（以下国内臨床試験と記載）</p>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の感染症の発現状況，副作用詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として，<u>電子化された添付文書（以下、電子添文）</u>の「警告」，「<u>用法及び用量に関連する注意</u>」，「<u>禁忌</u>」，「<u>特定の背景を有する患者に関する注意</u>」，「<u>重大な副作用</u>」の項に投与前，投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として，以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>感染症の発現状況に関する情報について，医療関係者等に提供し，適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>結核</b>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内臨床試験では，因果関係が否定できない結核が 0.2%（2/1096 例）に認められた。</li> <li>・ 国内市販後において，因果関係が否定できない結核（肺外結核を含む）が報告されている。</li> </ul>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の結核の発現状況，副作用詳細を把握するため。</p>

	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として、電子添文の「警告」、「禁忌」、「特定の背景を有する患者に関する注意」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項に投与前、投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p><b>【選択理由】</b></p> <p>結核の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>遅発性過敏症</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内臨床試験では、因果関係が否定できない遅発性過敏症*が 0.4% (4/1096 例) に認められた。</li> <li>・ 国内市販後において、因果関係が否定できない遅発性過敏症が報告されている。</li> </ul> <p>*：投与 1～14 日後に発現した発熱及び/又は発疹を伴う関節痛及び/又は筋肉痛とした。また、治験担当医師により遅発性過敏症（血清病様反応を含む）と報告された事象については規定された期間（投与 1～14 日後）に関わらず取り上げた。</p>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p><b>【選択理由】</b></p> <p>製造販売後の遅発性過敏症の発現状況、副作用詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として、電子添文の「警告」、「特定の背景を有する患者に関する注意」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項に投与前、投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p><b>【選択理由】</b></p> <p>遅発性過敏症の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>重篤な血液障害</b>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内臨床試験では認められなかったものの、国内市販後において、因果関係が否定できない重篤な汎血球減少、血小板減少、白血球減少、顆粒球減少、血球貧血症候群、血小板減少性紫斑病が報告されている。</li> </ul>

	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の重篤な血液障害の発現状況，副作用詳細を把握するため。</p> <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として，電子添文の「<u>特定の背景を有する患者に関する注意</u>」，「重大な副作用」の項に投与前，投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として，以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>重篤な血液障害の発現状況に関する情報について，医療関係者等に提供し，適正使用に関する理解を促すため。</p>
<p><b>抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群</b></p>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内臨床試験で因果関係が否定できないループス様症候群が 0.1% (1/1096 例) に認められた。</li> <li>・ 国内市販後において，因果関係が否定できないループス様症候群が報告されている。</li> </ul>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群の発現状況，副作用詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として，電子添文の「重大な副作用」の項に投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として，以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群の発現状況に関する情報について，医療関係者等に提供し，適正使用に関する理解を促すため。</p>
<p><b>脱髄疾患</b></p>	

	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内臨床試験で因果関係が否定できない脱髄疾患として慢性炎症性脱髄性多発根ニューロパチーが 0.1% (1/1096 例) に認められた。</li> <li>国内市販後において、因果関係が否定できない脱髄疾患が報告されている。</li> </ul> <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の脱髄疾患の発現状況，副作用詳細を把握するため。</p> <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のリスク最小化活動として，<u>電子添文の「警告」</u>，「禁忌」，「特定の背景を有する患者に関する注意」，「重大な副作用」の項に投与前，投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>追加のリスク最小化活動として，以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>患者向け資材の作成と提供</li> <li>適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>脱髄疾患の発現状況に関する情報について，医療関係者等に提供し，適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>肝機能障害</b>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内臨床試験で因果関係が否定できない重篤な肝機能障害として肝機能異常が 0.1% (1/1096 例) に認められた。</li> <li>国内市販後において，因果関係が否定できない肝機能障害が報告されている。</li> </ul> <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の肝機能障害の発現状況，副作用詳細を把握するため。</p> <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のリスク最小化活動として，<u>電子添文の「重大な副作用」</u>の項に投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>追加のリスク最小化活動として，以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>患者向け資材の作成と提供</li> <li>適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>肝機能障害の発現状況に関する情報について，医療関係者等に提供し，適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>重篤な infusion reaction</b>	

	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内臨床試験で因果関係が否定できない重篤な infusion reaction が 0.3% (3/1096 例) に認められた。</li> <li>国内市販後において、因果関係が否定できない重篤な infusion reaction が報告されている。</li> </ul> <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の重篤な infusion reaction の発現状況、副作用詳細を把握するため。</p> <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のリスク最小化活動として、電子添文の「警告」、「重要な基本的注意」、「特定の背景を有する患者に関する注意」、「重大な副作用」の項に投与前、投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>患者向け資材の作成と提供</li> <li>適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>重篤な infusion reaction の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>
<p><b>間質性肺炎</b></p>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内臨床試験で因果関係が否定できない間質性肺炎として、間質性肺疾患が 0.5% (5/1096 例)、アレルギー性胞隔炎が 0.1% (1/1096 例) に認められた。</li> <li>国内市販後において、因果関係が否定できない間質性肺炎が報告されている。</li> </ul> <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の間質性肺炎の発現状況、副作用詳細を把握するため。</p> <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のリスク最小化活動として、電子添文の「特定の背景を有する患者に関する注意」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項に投与前、投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>患者向け資材の作成と提供</li> <li>適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>間質性肺炎の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>

<b>横紋筋融解症</b>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内臨床試験では認められなかったものの、国内市販後において、因果関係が否定できない横紋筋融解症が報告されている。</li> </ul>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の横紋筋融解症の発現状況、副作用詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のリスク最小化活動として、<u>電子添文の「重大な副作用」</u>の項に投与期間中及び当該事象発現時の注意について記載し注意喚起する。</li> <li>追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>患者向け資材の作成と提供</li> <li>適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>横紋筋融解症の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>B 型肝炎の再活性化</b>	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <p>国内臨床試験では認められていないが、国内市販後において抗 TNF 製剤を投与された B 型肝炎ウイルスキャリアの患者又は既往感染者（HBs 抗原陰性、かつ HBc 抗体または HBs 抗体陽性）において、B 型肝炎ウイルスの再活性化が報告されている。</p>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の B 型肝炎の再活性化の発現状況の詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のリスク最小化活動として、<u>電子添文の「重要な基本的注意」</u>、「<u>特定の背景を有する患者に関する注意</u>」の項に B 型肝炎ウイルスキャリアの患者に投与する場合の注意事項について記載し注意喚起する。</li> <li>追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>B 型肝炎の再活性化の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>

抗体産生	
	<p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <p>本剤はマウス蛋白由来部分があるため、ヒトには異種蛋白であり、投与後、本剤に対する抗体が産生されることがある。臨床試験において本剤に対する抗体の産生が確認された患者群は、抗体が産生されなかった患者群に比べ、<b>infusion reaction</b> の発現が多い傾向にあり、また、本剤の血中濃度の持続が短くなる傾向がみられ、血中濃度が低下した患者では効果の減弱の可能性のあることから、重要な特定されたリスクと設定した。</p>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>本剤はマウス蛋白由来部分があるため、ヒトには異種蛋白であり、投与後、本剤に対する抗体が産生されることがある。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として、<u>電子添文</u>の「重要な基本的注意」の項に記載して注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>抗インフリキシマブ抗体産生に関し、本剤を使用する医療従事者に対し情報提供し、適正な使用に関する理解を促す。</p>

重要な潜在的リスク	
<b>悪性腫瘍</b>	
	<p>重要な潜在的リスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点では本剤との関連性は明らかではないものの、国内臨床試験で因果関係が否定できない悪性腫瘍が 0.7% (8/1096 例) に認められ、国内市販後においても報告されている。</li> <li>・ 米国食品医薬品局 (FDA) での注意喚起を受けて、抗 TNF 製剤を受けた小児および若年成人において悪性リンパ腫等の悪性腫瘍が報告されていることを重要な基本的注意の項に記載し、注意喚起している。</li> <li>・ 現時点では、関節リウマチ、クローン病、乾癬の製造販売後調査における検討で、悪性腫瘍の発現率は本剤の投与により大きく上昇するものではないという結果が得られている。</li> </ul>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後における悪性腫瘍の発現状況、副作用詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として、<u>電子添文</u>の「警告」、 「重要な基本的注意」の項に記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>悪性腫瘍の発現状況に関する情報について、医療関係者等に提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p>
<b>腸狭窄症、腸閉塞（クローン病、腸管型ベーチェット病）</b>	
	<p>重要な潜在的リスクとした理由：</p> <p>腸閉塞等は、腸管の広範な潰瘍が急激に治癒する場合などクローン病の治癒過程で発生することが知られている<sup>*)</sup> ため。</p> <p><sup>*)</sup> 松井敏幸：クローン病に対する抗 TNF-<math>\alpha</math> 抗体療法，消化器病セミナー，94:107-125,2004</p>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>製造販売後の腸狭窄症、腸閉塞の発現状況、副作用の詳細を把握するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として、<u>電子添文</u>の「その他副作用」の項に記載し注意喚起する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加のリスク最小化活動として、以下を実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>腸狭窄症，腸閉塞の発現状況に関する情報について，医療関係者等に提供し，適正使用に関する理解を促すため。</p>
<p><b>小児における生ワクチン接種に起因する感染症発現</b></p>	
	<p>重要な潜在的リスクとした理由：</p> <p>海外において，本剤の子宮内曝露を受けた乳児が，生後3ヵ月時にBCGワクチンの接種を受け，播種性マイコバクテリア感染症により生後4ヵ月半で死亡したとの報告があることから，本剤が投与された小児では，本剤投与とBCGを含む生ワクチン接種との間隔が短い場合には，生ワクチン接種に起因する感染症が発現するリスクが想定される。海外での報告があるものの，本邦の治験及び市販後において，生ワクチンに起因する感染症発現は認められていないことから，「重要な潜在的リスク」とする。</p>
	<p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の医薬品安全性監視活動</li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>本剤が投与された患児の生ワクチン接種に起因する感染症の発現状況を確認するため。</p>
	<p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のリスク最小化活動として，電子添文の「重要な基本的注意」，「<u>特定の背景を有する患者に関する注意</u>」の項に記載し注意喚起する。</li> <li>・ 追加のリスク最小化活動として，以下を実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者向け資材の作成と提供</li> <li>2. 患者向け資材の作成と提供</li> <li>3. 適正使用に関する納入前の確実な情報提供</li> </ol> </li> </ul> <p>【選択理由】</p> <p>本剤治療を受ける患児においては，本剤投与と生ワクチン接種との間隔が短い場合には生ワクチン接種に起因する感染症発現の可能性が否定できないことから，生ワクチン接種に関する注意喚起を行うため。</p>

重要な不足情報
---------

該当なし
------

## 1.2 有効性に関する検討事項

長期使用時の有効性（腸管型，神経型，血管型ペーチェット病）	
	有効性に関する検討事項とした理由： 使用実態下における長期使用時（2年間）の有効性を把握するため.
	有効性に関する調査・試験の名称： <u>なし</u>
	調査・試験の目的，内容及び手法の概要並びに選択理由： <u>なし</u>

## 2. 医薬品安全性監視計画の概要

<b>通常</b> の医薬品安全性監視活動
通常 <b>の</b> 医薬品安全性監視活動の概要： 副作用，文献・学会情報及び外国措置報告等の収集・確認・分析に基づく安全対策の検討及び実行
<b>追加</b> の医薬品安全性監視活動
<u>なし</u>

### 3. 有効性に関する調査・試験の計画の概要

なし

#### 4. リスク最小化計画の概要

通常のリスク最小化活動	
通常のリスク最小化活動の概要： 電子添文及び患者向医薬品ガイドによる情報提供.	
追加のリスク最小化活動	
医療従事者向け資材の作成と提供	
	<p><b>【安全性検討事項】</b> 重篤な感染症，結核，遅発性過敏症，重篤な血液障害，抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群，脱髄疾患，肝機能障害，重篤な infusion reaction，間質性肺炎，横紋筋融解症，B 型肝炎の再活性化，悪性腫瘍，小児における生ワクチン接種に起因する感染症発現</p> <p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本剤の安全性の包括的な情報の提供（安全性プロファイル情報の提供）</li> <li>・ 本剤の重要な特定されたリスクである，結核，ニューモシスティス肺炎，間質性肺炎，重篤な infusion reaction の発現の予防あるいは重篤化を防ぐため.</li> </ul> <p><b>【具体的な方法】</b> 本剤納入時に MR が提供・説明し，資材の活用を依頼する.</p> <p><b>【節目となる予定の時期及び実施した結果に基づき採択される可能性がある更なる措置】</b> 原則，安全性定期報告書提出時，再審査申請時に，リスク最小化策の更なる強化が必要と判断される場合，あるいは新たな安全性検討事項が認められた場合には，資材の改訂，追加の資材作成など追加のリスク最小化策を検討する.</p>
患者向け資材の作成と提供	
	<p><b>【安全性検討事項】</b> 重篤な感染症，結核，遅発性過敏症，重篤な血液障害，抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群，脱髄疾患，肝機能障害，重篤な infusion reaction，間質性肺炎，横紋筋融解症，悪性腫瘍，小児における生ワクチン接種に起因する感染症発現</p> <p><b>【目的】</b> 本剤による副作用発現について患者の理解を深め，副作用発現に早期に対応できるようにするため.</p> <p><b>【具体的な方法】</b> 本剤納入時に提供・説明し，資材の活用を依頼する.</p> <p><b>【節目となる予定の時期及び実施した結果に基づき採択される可能性がある更なる措置】</b> 原則，安全性定期報告書提出時，再審査申請時に，リスク最小化策の更なる強化が必要と判断される場合，あるいは新たな安全性検討事項が認められた場合には，資材の改訂，追加の資材作成など追加のリスク最小化策を検討する.</p>
適正使用に関する納入前の確実な情報提供	
	<p><b>【安全性検討事項】</b> 重篤な感染症，結核，遅発性過敏症，重篤な血液障害，抗 dsDNA 抗体の陽性化を伴うループス様症候群，脱髄疾患，肝機能障害，重篤な infusion reaction，間質性肺炎，横紋</p>

<p>筋融解症, B 型肝炎の再活性化, 抗体産生, 悪性腫瘍, 腸狭窄症, 腸閉塞 (クローン病, 腸管型ペーチェット病), 小児における生ワクチン接種に起因する感染症発現</p> <p><b>【目的】</b> 本剤の適正使用を促進し, 安全性を確保するため.</p> <p><b>【具体的な方法】</b> 医療機関より卸が本剤の初回発注を受けたら, 発注元の医療機関に対して, <u>電子添文等</u>の適正使用に関する情報を提供した後に, 卸に本剤納品を指示する.</p> <p><b>【節目となる予定の時期及び実施した結果に基づき採択される可能性がある更なる措置】</b> 原則, 安全性定期報告書提出時, 再審査申請時に, 各安全性検討事項の発現状況から, 更新について検討する.</p>
---

## 5. 医薬品安全性監視計画，有効性に関する調査・試験の計画及びリスク最小化計画の一覧

### 5.1 医薬品安全性監視計画の一覧

通常の医薬品安全性監視活動				
自発報告，文献・学会情報，外国措置報告，製造販売後調査より報告される有害事象症例の評価.				
追加の医薬品安全性監視活動				
追加の医薬品安全性監視活動の名称	節目となる症例数 ／目標症例数	節目となる 予定の時期	実施状況	報告書の 作成予定日
市販直後調査（川崎病）	該当せず	・ 効能又は効果承認以降から6ヵ月後	終了	作成済（2016年8月提出）
使用成績調査 （ベーチェット病による難治性網膜ぶどう膜炎の全例調査）	100例以上	・ 安全性定期報告書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済（2017年4月提出）
特定使用成績調査 （強直性脊椎炎の全例調査）	100例	・ 安全性定期報告書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済（2020年7月提出）
特定使用成績調査 （腸管型，神経型，血管型ベーチェット病の長期使用に関する調査）	150例（各病型25例以上）	・ 安全性定期報告書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済（2025年11月提出）
特定使用成績調査 （川崎病の小児に関する調査）	140例	・ 安全性定期報告書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済（2018年11月提出）

## 5.2 有効性に関する調査・試験の計画の一覧

有効性に関する調査・ 試験の名称	節目となる症例数 ／目標症例数	節目となる 予定の時期	実施状況	報告書の 作成予定日
使用成績調査 (ベーチェット病による 難治性網膜ぶどう膜炎の 全例調査)	100 例以上	・ 安全性定期報告 書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済 (2017 年 4 月提出)
特定使用成績調査 (強直性脊椎炎の全例調 査)	100 例	・ 安全性定期報告 書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済 (2020 年 7 月提出)
特定使用成績調査 (腸管型, 神経型, 血管型 ベーチェット病の長期使 用に関する調査)	150 例 (各病型 25 例以上)	・ 安全性定期報告 書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済 (2025 年 11 月提出)
特定使用成績調査 (川崎病の小児に関する 調査)	140 例	・ 安全性定期報告 書提出時 ・ 再審査申請時	終了	作成済 (2018 年 11 月提出)

### 5.3 リスク最小化計画の一覧

通常のリスク最小化活動		
電子添文による情報提供.		
追加のリスク最小化活動		
追加のリスク最小化活動の 名称	節目となる 予定の時期	実施状況
市販直後調査（川崎病）	効能又は効果承認以降から6ヵ月後	終了
医療従事者向け資材の作成と提供	・安全性定期報告書提出時 ・再審査申請時	実施中
患者向け資材の作成と提供	・安全性定期報告書提出時 ・再審査申請時	実施中
適正使用に関する納入前の 確実な情報提供	・安全性定期報告書提出時 ・再審査申請時	実施中